振興基本計画　地区提案事業検討シート

平成25年度　　No.

No.	分類	提案地区	提案事業	事業内容	担当課	関連部局
015	道路・交通	片名	国道２４７号の歩道整備	・歩道整備	建設課	

Ⅰ 実現性の検討

【判定欄】○:解決可能　×:解決不可能　△:判断できない を記入してください。

	課　　題		判 定	理由又は対応策	実現性判定
実現可能性	□法規制	漁港漁場整備法、海岸法	△	漁港施設用地の土地利用の見直し、用途変更	1 実現可能 2 実現の可能性が高い 3 条件次第で実現可能 ○ 4 実現に相当の困難を伴う 5 実現不可能
	□財政	用地取得費、工事費等かなりの費用が見込まれる	△		
	□実施主体	愛知県	△		
	□住民合意	歩道設置に地権者の同意が得られるか、地区の総意として協力が得られるか不明	△		
	□その他		—		
			—		
			—		

Ⅱ 有効性の検討

【判定欄】○:有効性が高い　×:効果がない、又はきわめて低い　△:判断できない を記入してください。

		項目番号	関連する施策又は生活課題	判 定	対　　策	有効性判定
有効性	□事業効果	総計　131-①、241-①	車歩道分離により交通安全で効果あり	△		1 きわめて効果が高い 2 効果が高い ○ 3 効果が認められる 4 ほとんど効果が認められない 5 効果がない
	□生活効果	生活　5		△		

Ⅲ 総合評価

	評価・判断に係るコメント（緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など）	事業区分	総合評価
総合	交通安全の面で効果があると考えられるが、私有地を取得し、また、護岸を移設し歩道を設置することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であると考える。 護岸を前面に移設するとなると、漁港施設用地の用途変更が必要となる。	1 地区重点事業 2 緊急主要事業 3 他事業関連事業	総合A･･･ 有効性・実現性ともに優れている事業（いずれも1又は2） 総合B･･･ 有効性・実現性のいずれかが優れている事業（いずれかが1又は2） 総合C･･･ 実現性・有効性ともに低い事業（上記以外） C